



【お問合せ先】
KPMG 税理士法人
[Contact Us](#)

KPMG Tax メールマガジン

No.71 – June 6, 2014

税務情報

「消費税の軽減税率に関する検討について」

与党税制協議会は6月5日、消費税の軽減税率制度の素案である「[消費税の軽減税率に関する検討について](#)」(PDF 1.51MB)を公表しました。

昨年12月に公表された2014年度税制改正大綱には、消費税率10%への引上げ時に、関係事業者を含む国民の理解を得たうえで軽減税率を導入する旨が明記されており、これに基づき与党税制協議会において検討が重ねられてきました。

このたび公表された素案には、以下のとおり、軽減税率の対象品目(飲食料品分野)8案及び区分経理のための仕組み4案が掲載されています。これは広く国民の意見を聞きながら検討をしていくという観点のもと、国民の議論の材料として、考え得るパターンが示されたものです。(自由民主党のホームページには、この素案に対する意見の送付先も明記されています。)

【軽減税率の対象品目(飲食料品分野)】

対象品目を仮に飲食料品とする場合、飲食料品とそれ以外、また、飲食料品の中でどのような対象品目の線引きが考えられるかについて、線引き例とその課題・論点を以下の8つのパターンに分けて整理しています。

- ① 全ての飲食料品を対象とする場合
- ② ①から酒を除く場合
- ③ ①から酒及び外食を除く場合
- ④ ①から酒、外食及び菓子類を除く場合
- ⑤ ①から酒、外食、菓子類及び飲料を除く場合
- ⑥ 生鮮食料品に限定する場合
- ⑦ 米、みそ、しょうゆに限定する場合
- ⑧ 精米に限定する場合

【区分経理のための仕組み】

軽減税率を導入する場合に必要な区分経理のための仕組みに関し、事業者の事務負担や適正な請求書等が発行されることの担保、免税事業者への影響と

いった課題・論点を以下の4つのパターンに分けて整理しています。

- (A) 区分経理に対応した請求書等保存方式
- (B) A案に売手の請求書交付義務等を追加した方式
- (C) 事業者番号及び請求書番号を付さない税額別記請求書方式
- (D) EU型インボイス方式

また上記のほか、複数税率制度を導入した場合の簡易課税制度の在り方や、【区分経理のための仕組み】(C)及び(D)を採用した場合に中古品販売業者に必要となる特別な手当て(マージン課税制度)について、その制度案や論点が諸外国の例を参考にしつつ示されています。

「法人税改革に当たっての基本認識と論点」

同じく6月5日、自由民主党及び公明党の税制調査会は、「[法人税改革に当たっての基本認識と論点](#)」(PDF 194.9KB)を公表しました。

「3. 改革の展望」には、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという法人税の構造改革を行うこと、恒久減税には恒久財源を確保する方針で臨むこと等が明記されており、恒久財源の確保を含めて年末に向けて議論を進め、法人税改革の具体案を得ることが示されています。

なお、この中では法人事業税における外形標準課税の見直しも示唆されていますが、総務省が設置している地方財政審議会が同日に公表した「[地域の元気づけりに向けた地方税財政改革についての意見](#)」(PDF 1.36MB)にも、外形標準課税の拡充を実施すべきである旨が述べられています。

(参考) 自由民主党ホームページ

消費税の軽減税率に関する検討について

<https://www.jimin.jp/news/policy/125067.html>

法人税改革に当たっての基本認識と論点

<https://www.jimin.jp/news/policy/125084.html>

mailto:info-tax@jp.kpmg.com
[Privacy & Disclaimer](#)

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.